

令和6年第3回甲賀市議会定例会
請 願 文 書 表

受理 番号	受理 年月日	件名	請願者氏名	要旨	紹介議員	付託 委員会
第1号	R6.8.16	生活保護世帯に「夏季加算」補助及びエアコン未設置世帯への設置補助を求める 請願	甲賀市甲南町野川2019番地1 甲賀生活と健康を守る会 会長 門 治	別紙のとおり	岡田重美 西山 実 山岡光広	厚生文教 常任委員会

2024年8月16日

甲賀市議会議長 橋本恒典 殿
生活保護世帯に「夏季加算」補助及びエアコン未設置世帯への設置補助を求める請願

請願人 甲賀生活と健康を守る会

会長 門 治

住 所 甲賀市甲南町野川 2019-1

紹介議員

岡田 重美
西山 実
山岡光広

【請願の趣旨】

私たちの生活は、物価の上昇など暮らし向きは大変となっています。とりわけ生活保護世帯をはじめ低所得世帯は深刻です。

国が2013年から15年に生活保護基準を引き下げたことに違憲・違法だとして、国などを相手に引き下げ処分取り消しを求めた訴訟の判決が基準引き下げを違法と判断し、処分を取り消し、原告勝訴が増えています。

今年の夏は、異常な猛暑の連続です。7月上旬から連日40度に迫ろうかという異常事態となり、熱中症で搬送される人も少なくありません。気象庁も連日「熱中症特別警戒アラート」を発表しています。「熱中症特別警戒アラート」では、「広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります」と警告し、「高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごしているか確認を」と呼びかけています。

熱中症予防のためには、エアコンの利用は欠かせません。しかし、生活保護世帯におけるエアコン設置については、新規申請が認められた世帯のみが対象となっており、全ての世帯がエアコンを設置しているわけではありません。これは法の下の不平等といわなければなりません。

いのちの危険さえ指摘されている猛暑の中で、いのちをまもるためには、全ての生活保護世帯にエアコン設置が必要です。エアコン設置のための市補助を求めます。

また、エアコンが設置されていても電気代を気にして、エアコンの利用を極力控えている世帯もあります。そこで、灯油を利用する場合の「冬季加算」と同様に、夏場にエアコンが利用できるように「夏季加算」を設けるべきです。

【請願の項目】

- ① 生活保護世帯でエアコン未設置世帯に対して、設置のための補助を求めます。
- ② 生活保護世帯に対して、「夏季加算」を設けるべきです。
- ③ 未設置の低所得者世帯に対しても、エアコン設置のための補助制度を求めます。